

減量推進員ニュース

発行:茨木市 産業環境部 資源循環課

TEL:072-620-1814 FAX:072-627-0289 E-mail:shigenjuncan@city.ibaraki.lg.jp

廃棄物減量等推進員の皆さまには、**地域と市のパイプ役**として、**ごみ減量・リサイクル推進**にご協力をお願いします。

推進員の方の主な活動は下記の4つです。2年間(※)よろしくお願いたします。

(※推進員の任期は2年間です。途中で交代がある場合は変更届の提出をお願いします)



1 ごみ集積場所の確認

各地域のごみ集積場所の状態を把握していただき、実情に応じて市の制度等をご利用ください。ごみ集積場所で利用するものとして、下記の物品を貸与・配布しています。



ごみ集積所看板



防鳥ネット



びん回収箱



ラミネート看板

2 ごみの適正排出の啓発

「ごみの分け方・出し方」のリーフレットやごみ出しに便利なスマートフォン用アプリ「茨ごみプリ」のチラシを、ご希望の方に印刷、配布しています。地域での正しいごみ出し啓発にご活用ください。



リーフレット



冊子



ちらし

※お渡しできる数は限りがあります。

3 地域の要望や提言等の伝達

ごみに関する要望や提言等がありましたら、自治会の意見をまとめて市の担当課へ相談、協力依頼をしてください。

資源物・ごみの **分別、減量化、再資源化**

▶▶▶ 072-620-1814 : 資源循環課

資源物・ごみの **収集、ごみ集積場**

▶▶▶ 072-634-0351 : 環境事業課

4 市の減量施策への協力

キャンペーン等の市の減量施策にご協力ください。

令和2年度の予定は「研修会(2回程度、時期未定)」「環境衛生センター見学会(11月)」です。詳細が決まり次第、当ニュース紙面等でご案内いたします。



研修会



センター見学会



1

2

の物品、印刷物は資源循環課、または環境事業課窓口で配布しています。(ラミネート看板、冊子、アプリのちらしについては資源循環課のみ)

お知らせ (その1)

再生資源集団回収報奨金制度

期限: 6/30(火)

令和2年度分 団体登録の受付中です!!



推進員の皆さまには、

- ① 集団回収が行われていないか取組の拡大を検討されている場合に、制度の紹介
- ② 例年制度を利用されている集団回収団体さんへの、新年度の登録が必要であることのお声がけ



報奨金の支給にあたっては**団体登録が必要です**。登録は自動で更新されないため、**前年度に登録している団体であっても改めて登録手続きが必要です**のでご注意ください。

報奨金制度の流れ

4~6月

「団体登録申請書」を、市に提出します

6~7月

市から「団体登録通知書」が郵送されます

12月

市から「報奨金申請書」が郵送されます

1月

「報奨金申請書」と「引取伝票」を市に提出します

2月

市から「報奨金通知書」が郵送され、報奨金が支給されます

今回の申請書提出は、全体の流れのココです!



再生資源集団回収報奨金制度について

1 制度の概要

資源物の集団回収を行う団体に対して、報奨金を支給する制度です。集団回収とは・・・市が実施している資源物回収とは別に、住民団体が古紙、空き缶等を自主的に集め、回収業者に引き渡す活動です。

2 金額と支給方法

- ・金額は、基本額20,000円に、回収実績1トンにつき1,500円を加えた合計となります(ただし、上限75,000円まで)。
- ・支給方法は、団体名義の金融機関口座への振込みとなります。

3 制度の対象団体

次のすべての要件をみたす団体が対象となります。

- ① 市内の地域住民で構成する営利を目的としない団体(自治会、子ども会、婦人会、老人会など)
- ② 定期的に再生資源の回収を行い、自ら再生資源回収業者へ売却処分していること
- ③ 再生資源の年間回収数(1月から12月まで)が6回以上あり、かつ、年間回収量が1トン以上であること



お知らせ (その2)

7月1日から全国でレジ袋有料化がスタートします

レジ袋の有料化の目的

海洋プラスチックごみ問題などの課題解決に向けた第一歩として、レジ袋の有料化を通じて、マイバッグの持参など、消費者のライフスタイルの変革を促すことが目的です。



茨木市からのお願い

茨木市を含めた北摂7市3町では、ごみの発生抑制を図るため、食品スーパーマーケットと協定を結び、レジ袋の無料配布中止を実施するなどの取組を行ってきた結果、**マイバッグ持参率80%**を達成しています(右グラフ参照)。7月1日からも引き続き、マイバッグを持参していただき、ごみの減量にご協力をお願いいたします!

有料化の対象となる事業者・買物袋

- ◆ プラスチック製買物袋を扱う小売業の全ての事業者
- ◆ 購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製の買物袋



茨木市と北摂地域全体の持参率の比較 単位(%)

■ 茨木市

■ 北摂7市3町

